

2013年5月2日

米国財務省 御中
米国内国歳入庁 御中

日本証券業協会

QI 制度の外部検証及び Form 8957 に関するコメント

I. はじめに

日本証券業協会（以下「日証協」という。）は、外国口座税務コンプライアンス法（The Foreign Account Tax Compliance Act、以下「FATCA」という。）に関連する QI 制度の外部検証及び Form 8957 について、米国内国歳入庁（以下「IRS」という。）に意見書を提出する機会が与えられたことに感謝する。

日証協は、我が国の金融商品取引に関する自主規制機関として、また、我が国の証券界を代表する業界団体としての機能を有しており、日本で活動する全ての証券会社を始め約 500 社の金融機関が会員となっている。

我々は、FATCA 及び QI 制度が持つ租税回避行為の抑制・排除という目的の達成に向け、国際的な協力体制が重要であることを理解している。その上で、これらの制度に係る規制効果を最大限に引き出していくためには、各国 FFI の実務に合理性が確保されることが何より重要であると考えている。

II. QI 制度の外部検証に関するコメント

1. 外部検証の撤廃について

現行の QI 制度の対象は、証券会社等で取引している米国源泉所得のある口座であり、FATCA の対象は、証券会社等で取引している全ての口座である。QI 制度の対象は全て FATCA の対象に含まれるため、検証・認証の方法は自己認証に一本化することが合理的である。

FATCA 制度では、契約により要求された事項を正しく実行していることを内部の責任役員が認証することに加え、IRS は FFI 契約を遵守するため

の潜在的な不備を取り除く観点から、FFI に対し IRS が適していると判定する者（外部検証人または第三者のコンサルタントを含む）による特定の検証手順の履行を要求する可能性もあることが示唆されている。このため、FATCA の定期的な自己認証は、QI 制度の外部検証と同等の統制機能を有していると考えられる。また、FFI にとっても FATCA の定期的な自己認証にかかるコストは、QI 制度の外部検証にかかるコストより低い。

2. 自己認証とすることのメリット

QI 制度の外部検証の結果は、IRS へ報告することとされており、また、FATCA の自己認証の結果も、IRS へ報告することとされている。QI 制度が FATCA と同様の自己認証となれば、IRS への報告方式が一本化され、検証ルールの統一化を図る事により、IRS の監督や事務負担の軽減・効率化が期待できると考える。

また、FFI サイドでは、QI 制度と FATCA が自己認証方式に一本化されるため、参加者の QI・FATCA 制度への参入障壁が低くなる。これにより、各国からの米国証券投資の促進に繋がる可能性がある。更に、QI と FATCA の認証作業が社内で一括して行えることにより、効率的・迅速的な報告が可能となると考える。

3. 将来的な方向性

FATCA と QI の制度は、本人確認、源泉徴収、報告など類似性が高く、かつ、FATCA 制度は QI 制度をほぼ包括している。このため、QI の制度を FATCA に統合していくことを要望する。

4. その他（要望）

QI 制度における米国人の報告（様式 1099）については、FATCA 制度の報告内容と重複するため、2016 年以降の QI の年次報告対象からは、除外していただきたい。少なくとも、QI 制度上の米国人の報告については、FATCA 同様に所得額の閾値を設け、閾値に満たない場合は報告不要としていただきたい。

また、米国の会社から支払われる配当等であっても、米国外からの原資であった場合、QI としての報告対象から外れるが、現状、情報が不足していることにより、対象かどうかを判断するのが困難なケースがある。IRS にはこのような例外的なケースを共有するツールの提供を求めたい。

Ⅲ. Form 8957 に関するコメント

1. グループ親会社等による一括登録

様式 8957 では、拡大関連者グループに所属する会社も、全て個社毎に登録が求められているように見受けられる。この点について、FFI のグループ親会社等による一括登録も可能とするよう要望する。

ただし、この対応は、あくまで FFI にとっての利便性を向上させることを目的とすべきであり、一括登録を利用するかどうかは、あくまでも FFI サイドが望めばその方法も可能とするオプションとして位置付けていただきたい。

具体的には、現在の様式 8957 では Part2 において拡大関連者グループのメンバーをリストしているが、そこに他の必要情報もすべて入力できるようにし、一度の登録で全グループ会社が登録できるようにすることが望ましい。

なお、その場合、親会社の責任役員がグループ各社に対して責任を負うことが適切ではない場合も想定されるため、責任役員が異なる子会社がある場合に、個々の責任役員のサイン等を簡易に登録する方法についても併せて検討いただきたい。

2. 登録ポータル日本語対応

IRS が開設する登録ポータルについては、英語のみでなく、日本語も含む多言語での対応を要望する。現在、日証協には約 500 社の金融機関がその会員となっているが、地域での営業に特化している小規模な証券会社を始め、母国語ではない英語での登録作業を必須とされることが大きな負担となる会員も少なくない。その結果、IRS との適切なコミュニケーションが図れなくなるなど、FATCA の規制効果が十分に発揮されない事態が生じることも懸念される。

例えば、現在でも米国の出入国書類などは日本語の様式が用意されていること等を踏まえ、少なくとも FATCA パートナー国の言語については、登録ポータル上の対応を要望する。

3. その他（質問）

様式 8957 Part1 の 1 における「FATCA ID」については、GIIN と同一のものと認識しているが、もし異なるものであったり、その取得などに別途の手続きが必要ということであれば、早急に明確なガイダンスを公表して

いただきたい。

IV. おわりに

我々は、FFIにおける実務対応上のフィージビリティを確保し、租税回避行為に対する規制効果を最大限に発揮する観点から、上記のコメントについて、真摯に検討されることを強く要望する。我々は、本件の詳細に関して、いつでも喜んで議論に応じるつもりである。

以 上